

令和2年1月24日

小山田地区まちづくり推進委員会 委員各位

小山田地区まちづくり推進委員会
会長 伊藤 卓

小山田地区まちづくり推進委員会と企業団体との意見交換会について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当委員会では、まちづくり推進の一環としてみだしの会議を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和2年2月5日（水）午後2時～（2時間程度を予定）

2. 場所 小山田地区市民センター 2階 会議室

3. 参加者（予定）

（1）企業・団体等（順不同・敬称略）

社会福祉法人 青山里会、医療法人 社団主体会 小山田記念温泉病院
太陽化学株式会社、日乃出ゴム工業株式会社

（2）まちづくり推進委員会 委員

4. 意見交換会のテーマ

- ・「小山田地区まちづくり構想」について
- ・企業・団体から地域に望むこと
- ・地域行事への参加可能性 など

◆お問い合わせ

小山田地区団体事務局

<月～金 10:00～16:00（休憩 12:00～13:00）>

〒512-1111 四日市市山田町 1373-3 小山田地区市民センター内

TEL・FAX／（059）328-3320

小山田地区まちづくり推進委員会規約

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は、「小山田地区まちづくり推進委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 委員会は、小山田地区において策定された「小山田地区まちづくり構想」(以下「構想」という。)の実現のため、構想に掲げられた取組事項について、行政その他関係機関と協議、連携を図りながら、調査、研究及び具体化方策の検討を行い、施策を実施することを目的とする。

(事業)

第 3 条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 構想の具体化方策の検討、提案及び実施
- (2) 行政その他関係機関との連絡調整
- (3) 構想の進捗管理
- (4) 市が策定する「小山田地区地域・地区別構想」策定のための協議
- (5) まちづくりに関する調査及び研究
- (6) 住民への情報発信
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(委員)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 小山田地区に在住し、又は在勤する者
 - (2) 小山田地区の各町自治会から選出された者
 - (3) 小山田地区で活動する団体から選出された者
 - (4) 小山田地区に関連する事業所
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたもの
- 2 委員の定数は、20 人程度とする。
- 3 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の選任に当たっては、目的達成を旨とし、その任に適當でない者は委員会の議決により解任できるものとする。

(役員)

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 2 名及び書記 1 名の役員を置く。

- 2 役員は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時又は会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 6 書記は、委員会の記録を作成し、管理する。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、本会に意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、会長が必要と認めた時に随時開催することができる。

2 委員は、3名以上の連名で会長に対し、委員会の開催を要求することができる。この場合において、会長は、客観的に判断して合理的と認められる理由がない限り、委員会を開催しなければならない。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会は委員の半数以上の出席（委任数もこれに含むものとする。）をもって成立し、議決は出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(部会)

第8条 委員会が必要と判断した場合は、部会を設置することができる。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 委員

(2) 部会の設置目的に関係する団体等

(3) 目的達成に必要な力量、経験等を有する者で、委員会が必要と認めたもの

3 部会には、部会長1名、副部会長(書記を兼務する)1名を置く。

4 部会長及び副部会長の選任は、部会の構成員の互選による。

5 部会は、必要がある時に開催するものとし、部会長が招集する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、小山田地区団体事務局内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年11月29日から施行する。

この規約は、令和元年7月2日から施行する。